

NPO学会 2014,3,16

新公益法人制度5年の「移行期間」を終えて(その2)

～改革法の完全施行と
新しい市民社会の姿～
—市民社会セクターの課題と展望—

太田 達男

(公益財団法人 公益法人協会 理事長)

新制度は市民社会に形成のどのような影響が

1) 新公益法人制度について

旧制高校の同窓会になる恐れ(新規設立は5年間でわずか319団体)

- ① 収支相償をはじめ厳格すぎる財務基準
- ② 財務基準を入れ込んだ複雑怪奇な会計基準
- ③ ヒマラヤ登山並みの重装備
- ④ 最難関という「神話」

2) 一般法人制度について

すでに、1万以上の一般法人、今後さらに増加が見込め、特活法人を数において凌駕するときも

- ① 設立が簡単
 - ② 簡素な機関設計も可能
 - ③ 何でもできる全天候型
 - ④ 所轄官庁もなく「監督」のない究極の自由
- それでは市民社会期待の星になりうるか
- ① 法人の「坩堝」
 - ② 所轄官庁がないため実態が把握できない

→社会監視が不可欠

公法協一般法人アンケートにみる動向 (2014年2月実施)

・有効発信数1602、 回答157 回答率9.80%

質問1 類型

社団法人 137(87%) 財団法人 20 (13%)

質問2 前身組織

有限責任中間法人 17

無限責任中間法人 0

特定非営利活動法人 3

任意団体 85

個人事業 5

その他 47(結成即時設立、もともと社団法人の支部というものが多い)

質問4 税法上の分類

非営利徹底型 70(わからない、無回答を除き51%)

共益型 23(同17%)

普通法人型 42(同31%)

わからない 19

無回答 3

質問5 事業種類

教育関係	28	同一資格者団体	5
業界団体	20	福祉関係助成	4
学会、学術団体	14	スポーツ関係	4
社会福祉関係	12	国際協力	4
助成, 表彰	9	検査検定、資格付与	3
研究、分析機関	8	行政関係	2
環境保護	7	芸術文化	2
地域貢献活動	7	博物館等施設	1
災害救済、権利保護	6	健康維持増進	1
中間支援団体	6	互助共済、親睦	1
医療、検診	5	新聞、メディア	1
産業創造、企業経営	5	無回答	1

質問6 一般法人選択理由

設立容易で早い	7 3
監督官庁なく、自由経営可能	2 4
従来の組織に問題あり	1 0
法人格がほしかった	8 1
公益認定を取得するため	3 5
その他	3 2

質問7 役職員数

常勤（週3日勤務）		非常勤	
人数	法人数	人数	法人数
0	4 8	0	5 0
1	4 1	1	1 2
2	2 9	2	1 5
3	7	3	1 1
4	1 7	4	3
5～9	1 4	5～9	2 3
10人台	5	10人台	2 9
29人	1	20人台	9
		30人台	3
		40人台	1
		51	1

質問8 経常費用(千円)

費用の額	2009	2010	2011
	5 3	3 4	2 4
万円未満	2	1	1
0万円未満	6	7	1 0
～500万円未満	1 7	2 3	2 3
～1000万円未満	9	1 4	1 9
0～3000万円未満	2 3	3 3	3 2
0～5000万円未満	1 4	1 1	1 5
00～1億円未満	1 5	1 5	1 6
円～2億円未満	1 5	1 4	1 3
円～3億円未満	0	2	1
円以上	1	3	3
答	2	0	0

質問9 社員数

0	1 0
1	1
2～4	3 6
5～9	1 8
1 0～1 9	1 0
2 0～4 9	1 7
5 0～9 9	1 3
1 0 0～1 9 9	1 5
2 0 0～4 9 9	6
5 0 0～9 9 9	8
1 0 0 0以上	3

質問10 正味財産(千円)

3,000	7,486	45,076
3,850	11,800	54,314
4,000	14,000	146,45
4,324	20,350	366,80
5,603	22,588	698,22
6,248	40,000	883,52

質問10 公益認定を目指すかどうか

目指す	21	(13%)
できれば目指したい	38	(24%)
当面そのつもりなし	98	(62%)

質問11 公法協に望む支援

事業	32
役職員のスキル	20
組織運営面	55
会計・税制	73
公益法人・一般法人の情報	64
公益認定取得	42
その他	17

公益法人・認定特定非営利法人制度比較

	公益法人	認定特定非営利活動法人
法人類型	社団法人・財団法人	社団法人
第三者機関(認定等)	あり	なし
申請欠格事由	ほぼ同じ	
実績要件	なし、法人設立直後可能	設立後1年経過
仮認定制度	なし	あり
事業目的	ほぼ同じ	
認定取消しの場合の贈与	国、類似の公益法人等	なし
機関設計	ほぼ同じ	
財務3基準	収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制	・特定非営利事業80%以上 ・寄附金の70%以上を特定非営利事業に充当
認定有効期間	なし	5年(仮認定3年)
監督・処分	ほぼ同じ	

一般社団法人・特定非営利法人制度比較

	一般社団法人	特定非営利活動法人
持分権 (残余財産)	なし、ただし社員総会決議により分配可能	なし、残余財産は類似の特活法人、国等に帰属
設立手続き	準則主義	所轄庁認証
目的・事業	法令上の制限なし	別表掲載の特定非営利活動20種類
社員数	2名以上	10名以上
役員	理事1名以上、監事任意	理事3人以上、監事1人以上
理事会	任意(設置した場合は、理事3名以上、監事1名以上必置)	法令上制度なし
基金制度	あり	なし
所轄庁監督	なし	定期提出、報告要請、立入り検査、勧告、命令取消し